

令和 2 年 7 月 8 日現在

機関番号：54301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K16979

研究課題名（和文）監獄学（刑事政策学）継受過程の再検討 「日本の特質」をめぐる言説に着目して

研究課題名（英文）A Review of the Process of Accepting Prison Studies

研究代表者

兒玉 圭司 (KODAMA, Keiji)

舞鶴工業高等専門学校・その他部局等・教授

研究者番号：10564966

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000 円

研究成果の概要（和文）：本研究は、監獄をめぐる1890年代から1940年代の議論において、「日本的」な要素がどのような形で言及されているかを把握しようと試みたものである。その結果、日本においては、時代ごとに背景は異なるものの、監獄制度の改良にあたって、歴史的な要素が繰り返し参照・言及されていることを確認できた。これらの成果によって、ドイツ法の影響が強いとされてきた、同時期の行刑史に対する単線的な理解に、一定の修正を迫ることができる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、日本の監獄改良をめぐる1890年代から1940年代の議論を取り上げた。多くの新出史料を用いて立法過程を論証したことで、同分野の研究水準・実証性を高めるとともに、従来の理解の一部を修正することができた。また、当時の人々が議論の中で「日本的」（伝統的）要素を参照し、言及する背景についても考察を加えた。これによって、当時の法学や法解釈を論じる際に重要な視点を提示できたのではないかと考える。

研究成果の概要（英文）：In this study, we tried to understand how the "Japanese" elements were mentioned in discussions on prisons from the 1890s to the 1940s. As a result, it was confirmed that historical factors were repeatedly mentioned for the improvement of the prison system in Japan, although different times had different backgrounds. The results of this study correct the simple conventional understanding that German law has great influence on the prison system.

研究分野：法制史

キーワード：行刑史 監獄制度史 刑事政策 未決拘禁 警察監獄学校 人足寄場

1. 研究開始当初の背景

近年、刑事法学の領域では、学説史にも関心が向けられている(その先鞭として吉川経夫ほか編著『刑法理論史の総合的研究』(1994))ほか、法解釈にあたって歴史的な文脈からの検討が行われるようになってきている(例えば樋口亮介「刑事過失と信頼の原則の系譜的考察とその現代的意義」『東京大学法科大学院ローレビュー』4巻(2009))。また、刑事手続や矯正の分野においても、日本における実務・制度運用上の特色を説明する際に、歴史的な要素を用いて説明がなされるケースがある(松尾浩也「刑事訴訟の日本の特色」『法曹時報』46巻7号(1994)、澤登俊雄「石川島人足寄場開設二〇〇周年に寄せて」『刑政』101巻10号(1990))。

それでは、これらの研究で示される見方は、制度の導入時にもなされていたのだろうか。仮に後年になってから主張され始めているとすれば、それはいかなる学問的・歴史的背景に基づくものであろうか。

本研究は、以上のような前提理解と問題意識にもとづいて、現在の矯正分野で「日本の特質」と捉えられている諸要素がどのような形で生まれ、あるいは自覚されたのか、その学説史的・歴史的・社会的背景を探りたいと考える。それらの背景は、同じ刑事法領域の解釈学にも等しく影響を与えたはずであるから、その解明によって、歴史的な文脈を用いた法解釈を試みる際に有意な情報を提供できるであろう。

2. 研究の目的

本研究は、日本に監獄学(刑事政策学)が持ち込まれ、法学の一分野として確立してゆく過程(1890~1940年代)を考察対象とし、その中で行刑における日本の独自性いわゆる「日本の特質」がどのように認識・評価され、そこにいかなる背景があったのかを考察する。

従来の研究においては、1890年代以降、ドイツ監獄学の継受が行われたとの単線的な理解が説得力を持って語られてきた。しかし、先に研究代表者が取り組んだ「近代日本における未決拘禁制度の成立に関する実証的研究」(JSPS 科研費(若手研究(B) 課題番号 25780008)では、すでに1890年代から、監獄制度の「日本的」な発展を目指す動きがあったことを指摘している。また、昭和戦前期における刑事法の動向を調べる中で(たとえば小野博司ほか編『戦時体制と法学者 1931~1952』(国際書院、2016年)所収「木村龜二」(317-329頁))、近代以降の日本の刑事政策と、伝統的な制度との親和性が強調される時期があることなどを感じていた。それらの成果を踏まえて、本研究では、日本における監獄学(刑事政策学)の生成や監獄法改正事業の展開を、実証的に捉えなおしてみたいと考えた。

また、本研究では、龍谷大学矯正・保護総合センターの所蔵にかかる團藤重光文庫、矯正図書館が所蔵する正木亮文庫や監獄法改正資料、法務図書館が所蔵する山岡萬之助文書や司法制度調査会関係文書などを駆使して、監獄法改正事業の経緯やその母法などに迫る。これら史料の発掘と紹介もまた、監獄法改正史の研究水準を引き上げるとともに、今後の同分野の発展に大きく寄与するものと信じている。

3. 研究の方法

本研究は、大きく以下の3つの要素に分割して説明することができる。

(1)まず、徳川期に存在した「人足寄場」を素材として、伝統法に由来するとされる制度が各時代にどう言及されてきたかを概観した。

矯正の分野では、徳川期に存在した「人足寄場」が現在でも時折話題にのぼり、同施設は「近代的自由刑の源流」と評されることもある。そこで本研究では、明治から昭和にかけて、「人足寄場」がどのように言及・評価されてきたかを分析することで、伝統的な制度に対する受け止め方の移り変わりを捉えようと試みた。

考察にあたっては、明治期から昭和戦前期を対象に、「人足寄場」に言及のある著書・学術論文・新聞記事・懐古談等を収集したうえで、「人足寄場」に対する評価の変遷をたどった。

なお、本作業においては、社会学等で用いられる言説分析という手法を用い、社会史(ダニエル・V・ボツマン『血塗られた慈悲、笞打つ帝国。』(2009))や文化史・思想史(緑川徹「人足寄場をめぐる精神史(一)~現代行刑実務の自画像~」『早稲田大学大学院法研論集』94号(2000))の成果を、法学的な観点から捉え直すことを意識している。

(2)次に、明治中・後期を一つの区切りとして、当該期の監獄則制定・改正作業や制度改革について実証的な解明を試みるとともに、これらの制度改革を担った人物の学問的系譜・人脈・社会認識・関心などを確認する作業を行った。

「研究の目的」でも述べた通り、研究代表者は2013・2014年度に行った「近代日本における未決拘禁制度の成立に関する実証的研究」の中で、明治中期にはすでに、監獄制度の「日本的」な発展を目指す動きがあったことを指摘している。

本研究では、その際に論じきれなかった明治10年代後半から同20年代にかけての監獄則改正、および監獄改良を目指した団体である大日本監獄協会に注目し、監獄則改正の方針や母法、

監獄改良論者の人脈や彼らが親しんでいた思想について考察を加えた。

なお、当初の研究計画では、留岡幸助や小河滋次郎といった個人の学識とその調達先・人脈・認識と関心などを取り上げる予定であったが、研究を進める過程で、明治30年代に存在した警察監獄学校の設立に関わる史料に触れる機会を得たことから、個人ではなく総体として、当時の政府が目指していた監獄官像や、典獄の素養・キャリアなどに目を向けることを優先した。

(3)最後に、大正・昭和期における監獄制度の展開と、その際に参照された母法の検討を行った。

この点に関しても、当初の研究計画を一部変更している。当初は、(2)と同様に、山岡萬之助や正木亮ら特定の人物を取り上げて、彼らの唱える監獄学(刑事政策学)のルーツや変遷を探ろうと考えていたが、時間的な制約と、その全体像を描くことの困難さ(現時点での準備不足)を感じたことから、本研究では、監獄制度の中でも未決拘禁制度改革、とりわけ拘置所の独立にいたる過程に焦点を絞り、大正から昭和戦前期にかけてこの議論が誰によって主導され、いかなる法を母法とし、改革の実現を後押しした要因が何であったのかを明らかにした。

あわせて、終戦直後に活動した行刑法改正委員会・監獄法改正調査委員会の人員構成や議論の進め方を解き明かしつつ、戦前・戦後における学問的・人的な連続性についても検討を試みた。

本段階では、龍谷大学矯正・保護総合センターが所蔵する團藤重光文庫、矯正図書館が所蔵する正木亮文庫および監獄法改正資料、法務図書館が所蔵する山岡萬之助関係文書・司法制度調査会関係文書など、新出史料をふんだんに活用して考察を行っている。

4. 研究成果

(1)まず、日本において、伝統法に由来する制度がどのように評価されてきたか、その変遷はいかなるものであったかという点について、人足寄場をめぐる議論を取り上げて論じたのが、岩谷十郎編『再帰する法文化』(国際書院、2016年)所収「人足寄場をめぐる言説空間」(93-121頁)である。

同論文では、明治・大正・昭和戦前期の人足寄場に対する評価・言及のあり方を確認したうえで、その背景を考察した。その結果、人足寄場は、明治中期まではそれぞれの学問的背景や認識のもとで区々に評価されていたが、明治末期から大正期にかけて研究史上の画期となる業績が生まれたこと、さらに同時期と昭和戦前期に評価が大きく変化していることが明らかになった。

変化の内容としては、まず明治末期・大正期にかけて、社会構造の変化に伴い必要とされた社会事業・社会政策立法への関心から、人足寄場が注目される。その中で、明治中・後期を通じて獲得された比較法学の手法を用いて、無罪の無宿を収容した人足寄場が、監獄の濫觴であると位置づけられた。さらに、三浦周行の研究を通じて、そうした理解が法学へと持ち込まれている。

昭和に入ると、司法官僚の主導により、人足寄場に新たな評価が与えられる。その一つは、新派刑法理論にもとづく教育刑の先駆けとしての「人足寄場」という言説である。これは、大正期の臨時法制審議会を発端とする、日本固有の要素を法制度に反映すべきとの風潮に乗じたもので、当時行刑の現場で取り組まれていた新派刑法理論にもとづく処遇を正当化するために生まれた言説ではなかったかと考える。さらに、昭和10年代に入ると、人足寄場が日本の国体や仁慈を体現した日本固有法であるとの言説があらわれる。その背景には、戦時下に日本法理研究会を中心として進められた、「日本法理」の探求という要請が働いていた。

このように、人足寄場の評価は、各時代の社会的・政治的背景にもとづいて、何度も揺れ動いていることを確認できる。本研究を通じて確認できた評価の変遷とその背景は、矯正分野のみならず、当時の法学・司法をめぐる状況全体についても、応用できるものであろう。

(2)次に、明治中期・後期における「監獄学」の生成とその系譜に関しては、いくつかの論文を通じて検証した。

まず、高塩博編『刑罰をめぐる法文化』(国際書院、2018年)所収「1880年代における監獄改良論者の人脈と思想的基盤について」(67-97頁)および「明治20(1887)年の「監獄則改正草案」

その編纂過程を中心に」『法史学研究会会報』22号(2019年、123-133頁)では、明治14年および明治22年監獄則の制定過程とその編纂関係者に触れ、従来の通説の修正を図っている。

たとえば、明治14年監獄則の編纂には、キリスト教やイギリスの制度・思想に造詣の深い者が関与していること、および先行研究において編纂に主導的な役割を果たしたとされる、フランス・ベルギー法制に詳しい人物の関与が乏しかったことを指摘した。また、明治22年監獄則についても、明治20年に作成・審議された「監獄則改正草案」が前提となっており、その理念は明治10年代の問題意識を引き継いだものであったこと、また、ドイツ法の継受とされてきた同法だが、編纂関係者とされてきた人物がおそらく編纂には関与していないこと、当時の審議では外国法の模倣を避けるべきという声が強かったことなどを指摘した。

また、前掲「1880年代における監獄改良論者の人脈と思想的基盤について」および「大日本監獄協会創設期の人脈とその関心」『刑政』129巻11号(2018年、60-69頁)では、明治中期の監獄改良論者が集った大日本監獄協会を舞台に、その立役者たちがどのようなネットワークに属し、いかなる思想・法制度を信奉していたのかを確認した。

結論からいえば、大日本監獄協会は、司法省・内務省の関係者、感化事業への協力者・賛同者、嚶鳴社や共存同衆・東京大学などで英米思想に触れた人物、仏教やキリスト教など信

仰に根ざした活動に従事する人々、といった各層によって構成されていた。これまで、明治 20 年前後の監獄行政は、ドイツ法に傾斜したと評されてきたが、本研究の成果からは、イギリスの法制度・思想に影響を受けた人物の関与が色濃く、必ずしも単線的なドイツ法への移行ではなかったことがわかる。

その上で、なぜ、この時期に監獄の「日本的」な発展を目指す動きが生じたのかという問いに対して、研究代表者は、当時の監獄改良論者 さらには政府当局者 に広く読まれていたベンサムやスペンサーの影響があったのではないかと指摘した。この部分は粗削りで、今後さらに論証を重ねる必要があるが、スペンサーらが唱えた社会進化論の受容を通じて、「時勢民度」に応じたその国独自の監獄制度の展開が肯定される素地が生み出されたのではないかと考えている。

なお、明治 20 年代末から 30 年代にかけては、「奈良監獄の建設とその背景」『刑政』128 巻 2 号(2017 年、58-65 頁)および福島至編『團藤重光研究 法思想・立法論、最高裁判事時代』(日本評論社、2020 年)所収「團藤文庫『警察監獄学校設立始末』から見てくるもの 明治 32 年・警察監獄学校の設立経緯」(175-197 頁)で扱った。前者は、監獄建築の刷新が図られた経緯やその顛末を概説したもので、その他の研究論文の前提を把握するための基礎作業といえる。後者は、新出資料を用いて、明治 32 年に開設された警察監獄学校の設立経緯、および同校を卒業した者たちのその後のキャリアを論じたものである。先行研究において、警察監獄学校は、条約改正に伴う外国人の収容を前に、専門的な素養をもつ監獄官を養成するために設立され、そのためにドイツ人教師などが雇われたと解されてきたが、いくつかの点で、これらの通説に修正を迫ることができた。例えば、警察監獄学校の設立は元々、警察官・監獄官のなり手の不足に起因するもので、入学志願者に試験を課して入学を認め、卒業後に判任官として登用するシステムが構想されていた(最終的には、現役の監獄官に対する教育が優先される)。さらに、ドイツ人教師の雇用については、条約改正が迫った明治 31 年に初めて俎上にのぼっており、当初から予定されていたものではないことも判明する。

(3)最後に、大正から昭和期にかけての監獄法改正事業に関する研究である。この点についてはまず、『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』6 号に「1940 年代後半における監獄法改正作業の解明に向けて 矯正図書館所蔵資料および團藤文庫を用いて」と題する論文を寄稿した(2017 年、30-41 頁)。同論文は、新出史料を用いて、1946 年に活動した行刑法改正委員会および 1947 年に発足した監獄法改正調査委員会の人員構成や審議の進め方など、基本的事項を明らかにしたもののだが、考察を通じて、正木亮(当時は民間人)をはじめとする司法省関係者が大きな影響力を持って議論を方向づけていたこと、その議論には、戦前期の監獄法改正事業からの連続性を見て取れること、などを指摘した。

もう一点の成果が、「大正・昭和戦前期における未決拘禁制度改革 - 未決拘禁施設の独立をめぐって - 」『法学紀要(日本大学)』61 巻(2020 年、35-59 頁)である。本論文では、未決拘禁制度改革、特に拘置所の独立に焦点を絞って、この点に関する大正・昭和戦前期の議論を追った。考察を通じて、大正期以来、未決拘禁施設の独立は一貫して論点の一つとなっていること、その主唱者が正木亮や山岡萬之助であること、彼らは理念的にはドイツの学説などを参照しているものの、具体的な母法としては中華民国の法制度(その法制度の立案自体に、日本人が関与した可能性がある)が挙げられていること、などを示した。そのうえで、大正期に結実しなかった未決拘禁施設の独立は、昭和 10 年に発足した司法制度調査会において再び取り上げられ、行刑当局と弁護士会との賛同のもとで、答申に盛り込まれたことを明らかにした。なお、行刑当局は昭和 10 年代においても、未決拘禁施設独立を主張する際に中華民国の事例を掲げている。彼らの議論は、学理的にはドイツやソビエトの最新の学説に拠りつつも、その実践にあたっては広く東洋の事例までも参照し、時には西洋の理念を先取る形で政策を展開しているのである。

(4)得られた成果の国内外における位置づけとインパクト

これまで記してきたように、本研究の成果はいくつかの点で先行研究に修正を迫るものとなっている。たとえば、これまではフランス・ドイツ法の影響が色濃いとされてきた 1890 年前後の監獄則改正・監獄改良にイギリスの思想や法制度が無視できない影響を与えていること、大正・昭和戦前期において、理論的には西洋の学説を受け入れつつも、歴史的な要素や東洋の事例にも目配りをする形で法制度の改正が試みられていることなどである。

「日本の特質」については、明治中期においても、昭和戦前期においても、一定程度自覚的に言及されていることを確認できる。ただし、そうした言及がなされる背景は、時代によって異なる。現時点での研究代表者の見解を記せば、例えば明治中期においてはスペンサーの社会進化論などを踏まえた自国認識と、その段階に応じた法のあり方が前提となっており、そのために歴史的な継続性が求められる。昭和戦前期においては、「醇風美俗」や「日本法理」といった要請と、当時の新派刑法理論とを繋ぎ合わせるための材料として、歴史性が強調されている。法学諸分野の研究者が当時の立法や法解釈を取り上げる際に、こうした背景を踏まえたうえで当時の事実を読み解くならば、その考察は一層深みを増すものとなるであろう。

最後に、本研究のインパクトであるが、本研究を通じて、少なくとも行刑史・監獄法改正史に

対しては、新出史料の提示・実証性の向上という点で寄与できたものとする。とりわけ、明治中期までに制定・改正された「監獄則」の典拠や編纂関係者については、研究代表者のこれまでの業績と合わせて、従来の通説を塗り替えられるように思う。

また、大正・昭和戦前期の監獄法改正事業において、広く東アジアの法制度が参照されているという事実を確認できたことは、近年活発に行われている植民地法制研究や、東アジア各国の法制度との比較という方面に対しても、新たな可能性を示せるものとする。

(5) 今後の課題と展望

最後に、本研究の課題と今後の展望であるが、本研究では自身の力量不足から、多分に断片的な考察を重ねる結果となってしまう、各論文が有機的に繋がっていない点が課題として挙げられる。そのため、当初予定されていた「日本の特質」の把握については、未だ道半ばといったよいであろう。

そこで今後は、「日本の特質」といえるような要素のある論点を通時的に検証することで、それが現在の法制度へとどのように連続しているのか、断絶しているのか、把握を試みたい。これまでに何度か取り扱ったことのある未決拘禁制度もその一つであるが、恩赦や仮出獄の際に強調される「恩典」の要素や、処遇時における労働の性質などもまた、日本的な要素を見出しやすい部分ではないかと思う。特定のテーマについて、他国の制度と比較しつつ、また立法者や運用者の理解をたどりながら、現在につながる特殊な要素を抽出できれば、今回果たしきれなかった「日本の特質」の検証を、より確実に行うことができるのではないかと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 3件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 兒玉圭司	4. 巻 129(11)
2. 論文標題 大日本監獄協会創設期の人脈とその関心	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 刑政	6. 最初と最後の頁 60-69
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 兒玉圭司	4. 巻 22
2. 論文標題 明治20(1887)年の「監獄則改正草案」 その編纂過程を中心に	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法史学研究会会報	6. 最初と最後の頁 123-133
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 兒玉圭司	4. 巻 128(2)
2. 論文標題 奈良監獄の建設とその背景	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 刑政	6. 最初と最後の頁 58-65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 兒玉圭司	4. 巻 6
2. 論文標題 1940年代後半における監獄法改正作業の解明に向けて 矯正図書館所蔵資料および團藤文庫を用いて	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報	6. 最初と最後の頁 30-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 兒玉圭司	4. 巻 61
2. 論文標題 大正・昭和戦前期における未決拘禁制度改革 未決拘禁施設の独立をめぐる	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法学紀要（日本大学）	6. 最初と最後の頁 35-59
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件／うち国際学会 0件）

1. 発表者名 兒玉圭司
2. 発表標題 明治日本の「監獄学」 その系統と論点の把握に向けて
3. 学会等名 法制史学会第447回近畿部会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 兒玉圭司
2. 発表標題 「監獄学」成立期の人的な繋がりと思想的基盤について
3. 学会等名 法制史学会東京部会第268回
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 福島至編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 344
3. 書名 團藤重光研究	

1. 著者名 高塩博編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 国際書院	5. 総ページ数 262
3. 書名 刑罰をめぐる法文化	

1. 著者名 岩谷十郎編	4. 発行年 2016年
2. 出版社 国際書院	5. 総ページ数 214
3. 書名 再帰する法文化	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----